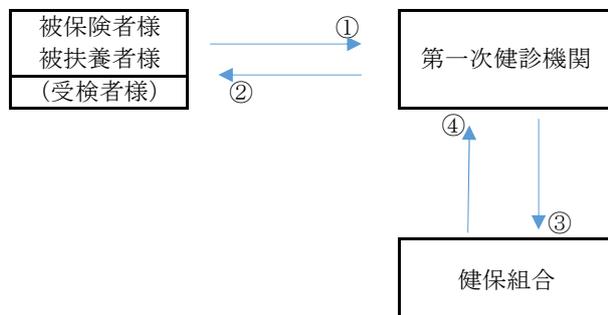


## ② 追求検査の実施体制について

当組合の契約健診機関で精密検査が実施できない項目がある場合、現在の実施方法に加え、〔A〕第一次健診機関の提携している総合病院や、〔B〕受入が可能な当組合の契約健診機関での費用補助を行い充実を図るための取扱いを一部の契約健診機関から段階的に実施。

## 契約健診機関実施分

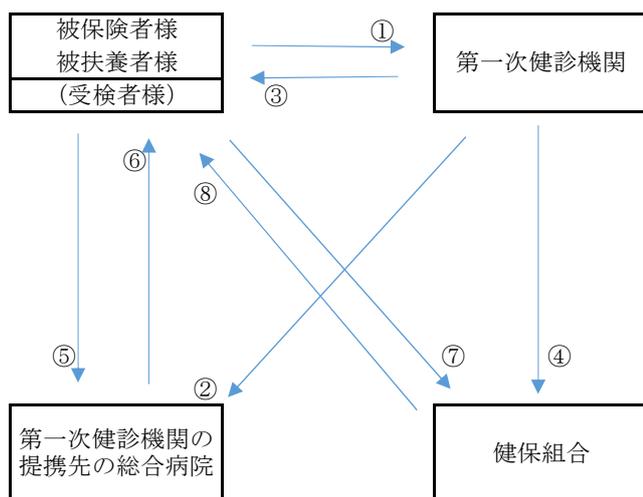
## 【現在】



- ① 受検者様は第一次健診機関にて追求検査（精密検査等）を実施。
- ② 健診機関より受検者様へ結果を送付。
- ③ 健診機関より健保組合へ「結果報告」と「費用請求」。
- ④ 健保組合より健診機関へ支払。

## 【〔A〕による実施体制】

【第一次健診機関で精密検査が実施できない場合に  
※**第一次健診機関の提携先の総合病院**で実施  
が可能な場合の取扱いについて】

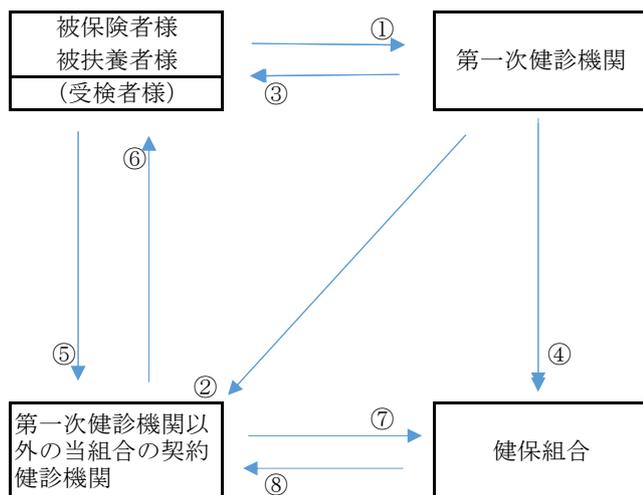


※第一次健診機関の提携先は各機関1箇所となります。

- ① 当該健診機関での実施不可検査項目について第一次健診機関の提携先の総合病院での実施を希望。
- ② 提携先の総合病院へ依頼。
- ③ 日程を決定の上、紹介状を受検者様へ送付。
- ④ 第一次健診機関は提携先の紹介について健保組合へ報告。
- ⑤ 受検者様は提携先の病院で追求検査を実施。費用は全額（10割負担）受検者様にて立替え。後日健保組合へ請求。  
※保険診療では対応いたしません。
- ⑥ 提携先より受検者様へ結果（当組合所定の追求検査個人票）を送付。（健保分含む）
- ⑦ 受検者様は立て替え分の費用について、健診結果を添えて健保組合へ請求。
- ⑧ 健保組合より受検者様へ支払。

## 【〔B〕による実施体制】

【第一次健診機関で精密検査が実施できない場合に  
※**第一次健診機関以外の当組合の契約健診機関**  
で実施が可能な場合の取扱いについて】



※第一次健診機関以外の契約健診機関とは他の健診機関の結果を踏まえ精密検査が実施可能と組合が認めた健診機関とします。

- ① 当該健診機関での実施不可検査項目について第一次健診機関以外の当組合の契約健診機関での実施を希望。
- ② 当組合の契約健診機関へ依頼。
- ③ 日程を決定の上、紹介状を受検者様へ送付。
- ④ 第一次健診機関は他の契約健診機関の紹介について健保組合へ報告。
- ⑤ 受検者様は希望した契約健診機関で追求検査を実施。  
当日の費用は発生しない。
- ⑥ 第一次健診機関以外の当組合の契約健診機関より受検者様へ結果を送付。
- ⑦ 健診機関より健保組合へ「結果報告」と「費用請求」。
- ⑧ 健保組合より健診機関へ支払。